

2014年6月30日

## AM&amp;T INDIA LEGAL UPDATE

## インド新会社法上の会社秘書役 (Company Secretary) 選任義務

インド企業省 (Ministry of Corporate Affairs) は、2014年6月9日付で発行した通達により、インドの新会社法である2013年会社法 (Companies Act, 2013) (以下「新会社法」といいます。)の施行規則である、「2014年会社 (経営者の選任および報酬) 規則 Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Rules, 2014」(以下「2014年経営者規則」といいます。)に新たに8A条を設け、同条において、「5000万ルピー以上の資本金を有する会社は、常勤の会社秘書役 (company secretary) を設置しなければならない」旨を規定しました。同通達は、下記インド会社秘書役協会 (Institute of Company Secretary of India) のウェブサイトにてご参照いただくことが可能です。

[https://www.icsi.edu/portals/0/kmp\\_amendment.pdf](https://www.icsi.edu/portals/0/kmp_amendment.pdf)

同改正は、即日施行されており、したがって、2014年6月9日以降は、5000万ルピー以上の資本金を有する会社であれば、非公開会社であると公開会社であるとを問わず、常勤の会社秘書役の選任が必要となります。

従前は、2014年経営者規則の規定上、上場会社及び資本金1億ルピー以上の公開会社のみ、会社秘書役 (company secretary) を含む主要経営責任者 (key managerial person) の選任義務があるとされており、その反面、非公開会社については資本金額を問わず、また公開会社についてはその資本金が1億ルピー未満であれば、会社秘書役を含む主要経営責任者の選任義務はありませんでした。

しかしながら、上記改正により、2014年6月9日以降は、5000万ルピー以上の資本金を有する会社であれば、非公開会社であると公開会社であるとを問わず、常勤の会社秘書役を選任する必要があることになりました。なお、2014年経営者規則8A条上、5000万ルピー以上の資本金を有する会社が選任義務を負うのは会社秘書役に限定されており、他の主要経営責任者 (managing director、whole-time director、CEO、CFO等) の選任義務までは負いません。

インド旧会社法では、5000万ルピー以上の資本金を有する会社であれば、非公開会社であると公開会社であるとを問わず、常勤の会社秘書役を選任する必要があるとされており、今回の2014年経営者規則の改正は、会社秘書役の選任義務要件を、旧会社法の基準に戻すものであるといえます。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮】

\*\*\*\*\*

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 琴 浦 諒  
電話（直通）：03-6888-1161  
E-mail: [ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
インド・プラクティスチーム

\*\*\*\*\*

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階（※当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせ、2013年7月17日付けで東京オフィスを現在の所在地に移転いたしました）  
<http://www.amt-law.com/>  
本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)まで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。